

市内において新たな事業を実施する方(創業者)に対し、事業の実施に必要な運転資金及び設備資金の融資を行います。

●受付期間

市の指定金融機関にて **令和5年3月31日(金)**まで受付

●融資の対象

- 1 市内において新たに事業を開始しようとする者(新たに事業を開始して1年以内の者を含む。)
- 2 市民税を滞納していないこと。
- 3 事業計画が適当であると認められる者であること。
- 4 福島県信用保証協会の保証対象となり、かつ、代位弁済を受けていないこと。
- 5 金融機関からの取引停止を受けていないこと。
- 6 金融機関、白河商工会議所、市内の商工会又は一般社団法人産業サポート白河が実施する創業塾、経営指導等の支援を受けていること。

●融資の条件

- 1 保証人及び担保
原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とし、必要により担保を徴する。
- 2 資金使途
運転資金及び設備資金
- 3 融資限度額
ア 運転資金 … 500万円
イ 設備資金(運転資金と併用した場合を含む。) … 1,000万円
- 4 融資期間
ア 運転資金 … 5年以内(据置期間1年以内を含む。)
イ 設備資金(運転資金と併用した場合を含む。) … 10年以内(据置期間1年以内を含む。)
- 5 返済方法
分割返済とする。ただし、短期資金(1年以内)は、一括返済を認める。
- 6 融資の利率

5年以内	年2.1%以内
5~7年以内	年2.3%以内
7~10年以内	年2.5%以内

7 信用保証料率

信用保証協会が定める基本保証料率。

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分
信用保証協会 基本保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

※ただし、信用保証協会の定めにより、「中小企業の会計に関する基本要領」に基づいた決算書を作成している場合は年0.1%、有担保保証の場合は年0.1%、社会貢献(福島県次世代育成支援企業認証制度)による認証を受けた場合は年0.05%をそれぞれ割り引いた料率が適用されます。

●信用保証料の補助

予算の範囲内で5年分(60月分)の信用保証料を補助します。

●申込み手続

1 『白河市創業支援資金の借入』

【必要書類】

- ①白河市創業支援資金借入申込書(第1号様式)
 - ②事業計画書(第2号様式)
 - ③市民税納税証明書(※非課税の方は非課税証明書)
- ※必要事項を記載のうえ書類を添付し、金融機関にお申込みください。

2 『信用保証料補助交付の申請』

【必要書類】

- ①信用保証料補助金交付申請書(創業用)(第1号様式)
- ※必要事項を記載し、借入先の金融機関及び福島県信用保証協会を經由して市役所商工課に提出していただきます。
- 市で申請書の審査を行い、補助金の額を決定し、お客様指定の口座に補助金を振り込みいたします。

【注意】

借入に際し、金融機関の審査があります。先に記載の「利用できる方」に該当している場合でも金融機関の審査基準を満たしていないと借入が出来ない場合もありますのでご了承ください。

●借入申込書の設置箇所

市役所商工課・各庁舎事業課・市指定金融機関に設置してあります。

●市の指定金融機関

指定金融機関	
株式会社東邦銀行	株式会社大東銀行
株式会社常陽銀行	株式会社福島銀行
白河信用金庫	福島県商工信用組合

◎お問い合わせ先

〒961-8602 白河市中田140番地 白河市産業プラザ人材育成センター
白河市 産業部 商工課 商工振興係
Tel:0248-21-5910 Fax:0248-21-5919
E-mail:shoko@city.shirakawa.fukushima.jp